

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	クリーニング所の使用前の検査		
根拠法令の名称・根拠条項	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2		
基準法令名	クリーニング業法 第3条第2項及び第3項 吹田市クリーニング業法施行条例（令和元年吹田市条例第47号）第3条		
審査基準	クリーニング業法第3条第2項及び第3項に規定する営業者の衛生措置等の基準並びに吹田市クリーニング業法施行条例第3条に規定するクリーニング所において講ずべき必要な措置の基準に適合することを基準とする。		
標準処理期間	文書が提出先に到達した日の翌日から10日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	10日間
	審議機関		
	経由機関		
備考			
最終改正年月日	令和2年4月1日		

参考

[根拠法令]

《クリーニング業法》

(クリーニング所の使用)

第5条の2 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

[基準法令]

《クリーニング業法》

(営業者の衛生措置等)

第3条 (略)

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
- (2) 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終らないものに区分しておくこと
- (3) 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること
- (4) 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること
- (5) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
- (6) その他都道府県（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区については、市又は特別区）が条例で定める必要な措置

《吹田市クリーニング業法施行条例》

(クリーニング所について講ずべき必要な措置)

第3条 法第3条第3項第6号の条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所及び住居その他のクリーニング所以外の施設を同一の建物に設けるときは、クリーニング所と当該クリーニング所以外の施設とを分けること。
- (2) 洗濯物の処理のために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (3) 洗場の内壁には、床面からの高さが1メートルまでの部分に不浸透性材料を使用すること。
- (4) 仕上げを行う場所においては、洗濯の終わらない物を取り扱わないこと。
- (5) 洗濯の終わった物に使用する器具と洗濯の終わらない物に使用する器具とを分けること。
- (6) 洗濯物の処理に必要な機械及び器具について、薬品を使用して定期的に消毒すること。
- (7) テトラクロロエチレンその他の塩素系有機溶剤を使用してドライクリーニングを行う洗濯機には、廃液処理装置を設置すること。